

証券コード 3457
平成30年9月10日

株主各位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル
手洗水町670番地

株式会社ハウスドウ
代表取締役社長CEO 安藤正弘

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年9月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 京都市南区西九条院町17

新・都ホテル 地階 陽明殿
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的項目

報告事項

1. 第10期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 当社ウェブサイト <https://www.housedo.co.jp/>

(提供書面)

事 業 報 告

(平成29年7月1日から)
(平成30年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の金融緩和縮小や中国及び新興国の経済成長の鈍化などにより、国内外の金融資本市場への影響が懸念されたものの、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善基調が維持され、個人消費も緩やかに増加しております。しかしながら、米中の貿易摩擦激化懸念や欧州の政治動向、消費税増税による個人消費の減少など、先行き景気の下振れリスクには留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、地価の上昇基調が継続する中で、原油価格高騰に伴う原材料価格の上昇等、販売価格への影響が懸念されたものの、日銀の金融緩和政策を背景に実需は堅調な動きを示しており、事業環境は概ね良好であります。

当社グループでは、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画において、事業ポートフォリオのストック事業の比率向上による持続的な成長を掲げ、フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店舗数の拡大、ハウス・リースバック事業における収益不動産購入、不動産金融事業による不動産担保融資及び金融機関との提携によるリバースモーゲージ保証事業を強化してまいりました。

また、ハウス・リースバック事業においては、新たに不動産特定共同事業法スキームによる不動産ファンド「H L B ファンド1号」等への売却を行い収益の拡大を図るとともに、従来の不動産売買事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化、不動産売買仲介事業を基盤に、仲介・買取・リフォームの三位一体のスキームで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」は継続し、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は22,517百万円(前期比33.7%増)、営業利益は2,116百万円(同69.4%増)、経常利益は1,908百万円(同73.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,279百万円(同73.4%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

1) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業では、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果に加え、店舗数拡大による信用力やコーポレートブランド価値の向上効果が、地元有力企業の加盟や検討企業の増加にあらわれております。オープン店舗の増加及び営業活動の増加による知名度向上や仲介+買取による収益向上を目指した「サテライト店+家・不動産買取専門店」併設店舗のニーズもあり、当連結会計年度における新規加盟契約数は142件、累計加盟契約数は543件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォローオン体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当連結会計年度における新規開店店舗数は126店舗、累計開店店舗数は441店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は2,413百万円(前期比12.6%増)、セグメント利益が1,481百万円(同13.5%増)となりました。

2) ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果と東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力の向上効果、地方都市へのサービス提供エリア拡大により問い合わせ及び取扱件数も増加しております。また、新築リースバックなどの状況に応じた新サービスの提供により、不動産の有効活用や資産を資金化するニーズに応えたことで、当連結会計年度におきましては300戸取得し、50戸を売却しました。また、不動産特定共同事業法スキームによる不動産ファンド「HLBファンド1号」への売却などによるキャピタルゲインで収益拡大を図る一方、安定したストック収益である保有不動産は累計559戸となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は5,719百万円(前期比104.5%増)、セグメント利益が769百万円(同132.7%増)となりました。

3) 不動産金融事業

不動産金融事業では、顧客の様々な資金ニーズに対応することで顧客開拓を行い、不動産担保融資を提供してまいりました。また、第2四半期よりグループの強みである不動産査定力を活かし、金融機関との提携によるリバースモーゲージ保証事業を開始しました。「不動産+金融」を活かした取り組みの強化により、当連結会計年度におきましては264件の不動産担保融資の実行及びリバースモーゲージ保証を行ってまいりました。

その結果、セグメント売上高は529百万円(前期比178.7%増)、セグメント利益が142百万円(同95.8%増)となりました。

4) 不動産売買事業

不動産売買事業では、住宅ローンの超低金利が続く中、低価格で良質な中古不動産の購入ニーズは強く、直営店エリアの仲介顧客ニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底してまいりました。前連結会計年度後半より仕入れを積極化した販売用不動産の販売が順調に進んだことで、取引件数は増加となりました。

その結果、セグメント売上高は8,909百万円(前期比25.3%増)、セグメント利益が827百万円(同95.9%増)となりました。

5) 不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、住宅ローンの超低金利継続の効果もあり、実需の動きは引き続き堅調に推移しました。テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略によるブランド認知度向上に加え、ホームページ等のウェブ戦略、地域密着型の新聞折り込み広告やポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は1,856百万円(前期比11.8%増)、セグメント利益が478百万円(同28.0%増)となりました。

6) リフォーム事業

リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅+リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げ、当連結会計年度における契約件数は2,116件(前期比0.7%減)、完工件数は2,146件(同3.4%増)となりました。

その結果、セグメント売上高は3,090百万円(前期比5.0%増)、セグメント利益が289百万円(同36.4%増)となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

事 業 区 分	第 9 期 (平成29年6月期) (前連結会計年度)		第 10 期 (平成30年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	2,144	12.7%	2,413	10.7%	269	12.6%
ハウス・リースバッ ク事業	2,797	16.6%	5,719	25.4%	2,921	104.5%
不動産金融事業	189	1.1%	529	2.4%	339	178.7%
不動産売買事業	7,111	42.2%	8,909	39.6%	1,797	25.3%
不動産流通事業	1,661	9.9%	1,856	8.2%	195	11.8%
リフォーム事業	2,944	17.5%	3,090	13.7%	145	5.0%
合 計	16,848	100.0%	22,517	100.0%	5,669	33.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9,226百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック物件の取得 4,688百万円

㈱京葉ビルドの全株式取得による連結子会社化に伴う収益物件の取得 4,303百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

ハウス・リースバック事業

使用目的変更に伴う販売用不動産へ振替 3,921百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金4,862百万円の調達を行いました。また、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行31行と総額10,337百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約にかかる借入未実行残高は7,295百万円であります。また、平成30年6月19日に公募増資により1,190,400株の新株式を発行し、5,946百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第7期 (平成27年6月期)	第8期 (平成28年6月期)	第9期 (平成29年6月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成30年6月期)
売上高(百万円)	14,573	17,275	16,848	22,517
経常利益(百万円)	513	1,182	1,103	1,908
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	353	741	737	1,279
1株当たり当期純利益(円)	24.30	44.16	43.51	74.94
総資産(百万円)	8,201	12,895	20,273	30,623
純資産(百万円)	1,439	2,169	2,779	9,686
1株当たり純資産(円)	85.75	127.92	163.35	498.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成30年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第7期 (平成27年6月期)	第8期 (平成28年6月期)	第9期 (平成29年6月期)	第10期 (当事業年度) (平成30年6月期)
売上高(百万円)	13,128	15,831	15,099	20,125
経常利益(百万円)	365	1,013	817	1,528
当期純利益(百万円)	244	634	544	1,068
1株当たり当期純利益(円)	16.84	37.81	32.09	62.57
総資産(百万円)	8,073	12,604	16,668	21,871
純資産(百万円)	1,380	2,003	2,419	9,115
1株当たり純資産(円)	82.22	118.13	142.19	469.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成30年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

③ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ハウスドウ住宅販売	5	100.0	不動産売買仲介等
株式会社フィナンシャルドゥ ^{(注)1}	799	68.5	不動産金融・不動産コンサルティング
株式会社ピーエムドゥ	10	100.0	プロパティマネジメント
株式会社京葉ビルド ^{(注)2}	90	100.0	不動産賃貸業等

- (注) 1. 平成30年6月28日付で、株式会社ハウスドウ住宅販売を割当先とした、第三者割当増資を実施いたしました

2. 平成30年2月28日付で、株式会社京葉ビルドの全株式を取得いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、先行きに不透明感があるものの、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善基調が維持され、国内需要は増加基調をたどると考えられます。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、お客様に「住まいのワンストップサービス」を提供することで、当社グループの直営店が「お客様に身近で、安心・便利な窓口」となること、そしてその窓口たる直営店を核にフランチャイズチェーンを全国に張り巡らせることを目指しています。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービス提供してまいります。

顧客接点である不動産流通事業の営業店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、フランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、不動産金融事業、不動産売買事業、不動産流通事業、リフォーム事業等の各事業間の連携を密にし、事業シナジーを強化することで事業基盤の拡大を図ってまいります。

また、人口の減少や少子高齢化により、中長期的には住宅の新築着工戸数は減少することが予想されるものの、一方で中古住宅流通市場は、政府政策においても中古住宅とリフォーム市場を平成20年時点の10兆円から平成32年までには現在の倍の20兆円に増加させることを目標に掲げております（出所：国土交通省、平成24年3月「中古住宅・リフォームトータルプラン」）。このことから、同業他社や、他業界からもリフォーム事業参入の動きがあり、当社グループは、各事業の連携（事業シナジー）を高めるとともに、不動産流通事業を基盤として、集客を増やし、取引件数を増やすことで、関連事業のサービス（受注）の機会を増やし、お客様満足度の向上を図ってまいります。

② ブランド戦略と首都圏への展開

当社グループは、平成25年7月よりタレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、全国的にテレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、とりわけ首都圏での認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加に繋げております。東京証券取引所市場第一部への市場変更の信用効果もあり、フランチャイズ加盟店検討企業の増加や、従来買い手の仲介契約が多かったところをフランチャイズチェーン全体において、売り手の相談増に繋がっており、仲介契約の増大を図り、更なる首都圏における取引の機会増加を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は情報サービス化の方向で業界再編が進んでいます。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産業ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通近代化センター発行の2018不動産業統計集（3月期改訂）によると、不動産業界はその95%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ネットワークに属する動きが加速するものと考えます。そのような中、当社グループは、新規地域進出を含め、更なる加盟店ネットワーク規模の拡大のために積極的な募集活動を進めてまいります。グループのテレビ・ラジオCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、加盟店募集活動に注力いたします。

また、加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルに達しない、あるいは達する見込みがない加盟店については、入れ替え等の施策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得

当社グループは、直営店エリアでお客様のニーズのある仕入れをより強化し、販売、リフォーム、建築に繋げること、フランチャイズ加盟店情報を通じた仕入れに加え、不動産業者ネットワークの構築と、駅近立地に「家・不動産買取専門店」のチャンネルで直営店を出店し、売主からの直接仕入情報の収集や、地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図り、多岐にわたる仕入情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしてまいります。しかし、都市部を中心に不動産価格の上昇が進み、価格面において実需との乖離に懸念要因があり、仕入れにおいてはそのリスクに慎重を期した上で、仲介顧客のニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底し、事業シナジーを効かせることを推進してまいります。

⑤ ハウス・リースバック事業強化

当社グループにおいて平成25年10月からスタートした、住みながらその家を売却できる「ハウス・リースバック」事業が好調で、月間約800件を超える問い合わせがあり、反響対応、コンサルティングセールスの人員の増強が必要であります。

個人住宅のセールアンドリースバック商品であり、売買、賃貸の両スキームで対応を要し、また、お客様それぞれのニーズも異なるため、販売員のセールススキルが求められます。不動産売買事業や不動産流通事業からの人員シフトでの対応と新たな人材の採用及び更なる集客のため広告宣伝に投資をしてまいります。フランチャイズ事業に次いで、安定した賃料収益を得るストックビジネスであり、今後の当社グループにおいての中核事業に位置付けて注力してまいります。顧客反響の中にはリバースモーゲージや不動産担保ローンの顧客層からのニーズも多く、当該ニーズを汲み取りビジネスチャンスに繋げるべく、金融機関との提携やグループ会社の株式会社ファイナンシャルドゥにおいて、不動産金融事業も推進してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、平成29年9月制定のコーポレートガバナンス・コードに沿って、積極的強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）職を中心とし、日常業務における関連法令の遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行ってまいります。また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（CSR）を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

⑧ 成長事業への経営資源の配分

当社グループは、各事業において人材採用ニーズがありますが、景気回復と実需の底堅さから各企業の採用ニーズは高く、大量採用を前提とした労働集約型事業は難しくなってきております。そのような環境下で、当社グループは、成長過程にありますが、より収益性を高めるため、グループ内の成長性と安定性の高いフランチャイズ事業とハウス・リースバック事業、不動産金融事業に優先して経営資源を注いでまいります。直営店の出店については、先の生産性の高いフランチャイズ事業やハウス・リースバック事業への人員シフトと直営店への人員採用と、マネジメントを担う店長の教育とその成長を確認し、フランチャイズ加盟店の加盟進捗を見極めながら進めてまいります。

⑨ 財務管理の強化

当社グループは、販売用不動産、事業用地、資産の取得資金を主として金融機関からの借り入れによって賄ってきたため、負債における有利子負債の占める割合が高く金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっております。今後の事業拡大及び競争力強化のためには、在庫管理と財務体質の強化が必要であると認識しております。今後も、仕入と販売、着工と引渡しのバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールをさらに徹底し、合わせて厳密な財務管理による早期の投下資本の回収と安定的な収益の確保に努めてまいります。また、市況の変化に左右されずに安定的な資金調達を行うために、財務基盤の充実を日頃から意識して形成する必要があります。そのためには、常に様々な角度より当社グループの置かれている状況を分析した上で、定期的に金融機関への業績説明を行い、相互理解を深めることにより、取引関係の強化を図り、資金調達を円滑に行うとともに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいります。

⑩ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化を図っていく考えであります。

当社グループは、将来の中核を担う人材としての新卒社員の採用を強化し、今後についても当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。こうした観点から、潜在能力の高い新卒の採用と、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。さらに、当社グループの成長速度を促進するために、人材採用については競争が激しい中、新卒だけではなく、能力が高く即戦力になる中途採用も積極的に増やしていく考えであります。

また、営業部門、管理部門に限らず、すべての職種においてライフイベントに応じてキャリアを継続することができるようワークライフバランス制度を取り入れております。今後さらに、社員一人ひとりの成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

事業区分	事業内容
フランチャイズ事業	不動産売買仲介・賃貸のフランチャイズ展開
ハウス・リースバック事業	ハウス・リースバック
不動産金融事業	不動産担保融資、リバースモーゲージ保証
不動産売買事業	不動産売買
不動産流通事業	不動産売買仲介
リフォーム事業	リフォーム、新築住宅の建設工事の請負

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年6月30日現在）

① 当社

京都本店：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

東京本社：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

支店：埼玉県上尾市、愛知県半田市、岐阜県大垣市、奈良県橿原市、沖縄県那覇市、
大阪市北区、名古屋市西区、静岡市葵区

② 子会社

株式会社ハウスドウ住宅販売：埼玉県川越市

株式会社フィナンシャルドウ：大阪市北区

株式会社ピーエムドウ：京都市中京区

株式会社京葉ビルド：千葉県船橋市

(7) 使用人の状況 (平成30年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
フランチャイズ事業	68 (10)名	14名増(増減なし)
ハウス・リースバック事業	71 (23)	28名増(10名増)
不動産金融事業	36 (7)	26名増(6名増)
不動産売買事業	50 (9)	6名増(増減なし)
不動産流通事業	152 (125)	13名増(2名増)
リフオーム事業	84 (11)	3名減(3名増)
全社(共通)	73 (9)	11名増(3名増)
合計	534 (194)	95名増(24名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
319(59)名	41名増(14名増)	36.0歳	4.1年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年6月30日現在)

(単位:百万円)

借 入 先	借 入 額
大阪信用金庫	1,977
株式会社三井住友銀行	1,955
株式会社きらぼし銀行	1,546
株式会社千葉興業銀行	1,444
株式会社新生銀行	800

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 25,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,693,400株 |
| ③ 株主数 | 7,000名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ A種優先株式数 | 0株 |
| ⑥ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有限会社AMC	3,473,000	35.83
安藤 正弘	1,027,700	10.60
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社（信託口）	325,000	3.35
山口 貴弘	316,300	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	180,600	1.86
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND	129,400	1.33
金城 泰然	127,100	1.31
京都中央信用金庫	112,000	1.16
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	111,800	1.15
大和証券株式会社	86,500	0.89

(注) 持株比率については、自己株式(233株)を控除して計算しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

平成29年10月17日に発行いたしましたA種優先株式について、平成30年6月25日付でその全てを取得し、同日付でその全てを消却しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
発行決議日	平成27年9月25日	平成27年9月25日	平成29年9月26日
新株予約権の数	935個	18個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式187,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式3,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式6,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり180,000円 (1株当たり900円)	新株予約権 1個当たり189,600円 (1株当たり948円)	新株予約権 1個当たり183,900円 (1株当たり1,839円)
権利行使期間	平成30年7月1日から 平成37年10月12日まで	平成30年10月7日から 平成33年10月6日まで	平成32年10月25日から 平成35年10月24日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数 910個 目的となる株式数182,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 3,600株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	監査等委員	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	
発行決議日	平成29年9月26日	平成30年1月29日	
新株予約権の数	60個	1,835個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 183,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 2,500円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり183,900円 (1株当たり1,839円)	新株予約権 1個当たり277,600円 (1株当たり2,776円)	
権利行使期間	平成34年10月25日から 平成37年10月24日まで	平成33年10月1日から 平成40年3月4日まで	
行使の条件	(注) 2	(注) 3	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,725個 目的となる株式数 172,500株 保有者数 3名
	社外取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名
	監査等委員	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 3名

(注) 1. ① 新株予約権者は平成28年6月期から平成32年6月期までにおいて、下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- (a) 平成28年6月期の経常利益が13億円を超過していること
- (b) 平成29年6月期の経常利益が14億円を超過していること
- (c) 平成30年6月期の経常利益が15億円を超過していること
- (d) 平成31年6月期の経常利益が16億円を超過していること
- (e) 平成32年6月期の経常利益が17億円を超過していること

- ② 上記①にかかわらず、平成28年6月期から平成32年6月期までのいずれかの期において、下記(a)及び(b)に掲げる各条件を同時に達成した場合には、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (a) 経常利益が13億円を超過していること
- (b) 売上高経常利益率が10%を超過していること
- ③ 上記①及び②における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参考すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参考すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、上記①または②の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a) 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
- (b) 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- (c) 平成32年7月1日から平成37年10月5日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過するとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. ① 新株予約権者は平成33年6月期から平成37年6月期までにおいて当社が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。ただし、本新株予約権の発行後、下記の条件の達成前に当社の経常利益の額が8億円を一度でも下回った場合には、その後に下記の条件を達成しても、本新株予約権行使することはできないものとする。
- (a) 平成33年6月期の経常利益が26億円を超過していること
- (b) 平成34年6月期の経常利益が27億円を超過していること

- (c) 平成35年6月期の経常利益が28億円を超過していること
- (d) 平成36年6月期の経常利益が29億円を超過していること
- (e) 平成37年6月期の経常利益が30億円を超過していること

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参考すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参考すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、上記①の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a) 上記①の経常利益の目標が達成された有価証券報告書の提出日から1年間

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%

- (b) 上記(a)の期間を経過した後1年間

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%

- (c) 上記(b)の期間を経過した後、行使期間の満了まで

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員含む）、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当核本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

	第6回 新株予約権
発行決議日	平成30年1月29日
新株予約権の数	2,330個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 233,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 277,600円 (1株当たり 2,776円)
権利行使期間	平成33年10月1日から 平成40年3月4日まで
行使の条件	(注)3
使用人等への交付状況	当社使用人 新株予約権の数 1,820個 目的となる株式数 182,000株 保有者数 87名
	子会社の役員 及び使用人 新株予約権の数 510個 目的となる株式数 51,000株 保有者数 44名

(注) 使用人等に対し交付した新株予約権の行使条件は、「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の注記に記載のとおりです。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤正弘	CEO 株式会社ハウスドウ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役
取締役	服部達也	CCO 株式会社ハウスドウ住宅販売 取締役
取締役	鈴木剛	株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役社長
取締役	安田育生	ピナクル株式会社 代表取締役会長兼社長
取締役	出雲豊博	いづも不動産鑑定株式会社 代表取締役
取締役(常勤監査等委員)	嶋倉圭二	株式会社ハウスドウ住宅販売 監査役 株式会社ピーエムドゥ 監査役 株式会社フィナンシャルドゥ 監査役 株式会社京葉ビルド 監査役
取締役(監査等委員)	山本邦義	中小企業金融円滑化センター株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	吉田豊道	吉田豊道総合会計税務事務所 所長

- (注) 1. 取締役安田育生氏及び取締役出雲豊博氏並びに取締役(監査等委員)山本邦義氏及び取締役(監査等委員)吉田豊道氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)吉田豊道氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、嶋倉圭二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役安田育生氏及び取締役出雲豊博氏並びに取締役(監査等委員)山本邦義氏及び取締役(監査等委員)吉田豊道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
嶋倉 圭二	平成29年9月26日	任期満了	常勤監査役 株ハウスドウ住宅販売 監査役 株ピーエムドウ 監査役 株フィナンシャルドウ 監査役 株京葉ビルド 監査役
山本 邦義	平成29年9月26日	任期満了	監査役 中小企業金融円滑化センター株代表取締役社長
吉田 豊道	平成29年9月26日	任期満了	監査役 吉田豊道総合会計税務事務所 所長
浅田 浩	平成30年2月25日	辞任	専務取締役CFO

嶋倉 圭二氏は、平成29年9月26日付で取締役（常勤監査等委員）に就任しました。

山本 邦義氏は、平成29年9月26日付で取締役（監査等委員）に就任しました。

吉田 豊道氏は、平成29年9月26日付で取締役（監査等委員）に就任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6 (2)	77 (12)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (2)	15 (9)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	12 (6)	96 (23)

- (注) 1. 当社は平成29年9月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成26年9月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年9月26日開催の第9期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年9月26日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成25年2月18日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
7. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び監査役3名を含めております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 安田育生氏は、ピナクル株式会社の代表取締役会長兼社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 出雲豊博氏は、いつも不動産鑑定株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 山本邦義氏は、中小企業金融円滑化センター株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 吉田豊道氏は、吉田豊道総合会計税務事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	安 田 育 生	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	出 雲 豊 博	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、不動産鑑定士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 本 邦 義	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会3回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経験豊かな会社経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会及び監査等委員会において、監査の方法その他の監査役及び監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	吉 田 豊 道	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会3回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会、監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が37回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 当社は、PwC京都監査法人に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念・グループステートメント、コンプライアンス規程及びその他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督します。また、職務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用します。さらに、職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、内部監査、監査等委員会監査の実施により確認します。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。また、反社会的勢力対応マニュアル等を制定して社内体制を整備し、暴力追放運動推進センターと連携するとともに、社内における教育研修を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループの取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査等委員、外部監査人等が閲覧、謄写可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めたリスク管理規程を制定し、当該規程に基づく当社グループのリスク管理体制を構築、運用します。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項について審議・決定を行います。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行います。また、コンプライアンス規程及び関連規程に基づき、当社グループにおける業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行います。財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行います。また、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しましたは発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告します。

なお、監査等委員会への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査等委員の定期的な意見交換会を開催し、外部監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① コンプライアンスの必要性・重要性を周知徹底し法令遵守に関する意識の醸成を図るためコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備及び啓蒙活動を行っております。
- ② 当社グループ内における全体及び各部門におけるリスクを洗い出し解消するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、評価、解消方法の検討、解消までの進捗確認を行っております。
- ③ 執行役員以上と必要に応じて議案に関係のある者をメンバーとしたグループ会議を週1回開催し、当社グループ内の事業に関連する法規制及び契約知識等修得のためのコンプライアンス研修を行っており、意識及び知識を深めております。メンバーからはその他の使用人にも当該研修内容の共有化を図っております。
- ④ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、業務が法令、定款、社内規程等に照らし、適正に行われているか検証を行いました。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,433,750	流动負債	10,060,040
現金及び預金	3,694,496	工事未払金	547,143
完成工事未収入金	95,612	短期借入金	5,426,740
売掛金	89,868	1年内返済予定の長期借入金	1,825,386
販売用不動産	4,859,001	リース債務	6,263
仕掛け販売用不動産	1,686,378	未払費用	245,480
未成工事支出金	54,497	未払法人税等	428,348
営業貸付金	5,587,154	未払消費税等	400,862
繰延税金資産	95,436	未成工事受入金	153,025
その他の	280,848	前受	321,753
貸倒引当金	△9,544	未成工事補償引当金	321,362
固定資産	14,189,709	その他の	4,790
有形固定資産	13,080,716	固定負債	378,883
建物及び構築物	4,461,091	长期借入金	10,877,135
土地	8,584,424	リース債務	8,354,890
その他の	35,200	长期預り保証金	2,938
無形固定資産	96,226	繰延税金負債	1,934,248
のれん	19,989	資産除去債務	523,415
その他の	76,236	完成工事補償引当金	35,486
投資その他の資産	1,012,766		26,156
投資有価証券	475,689	負債合計	20,937,176
繰延税金資産	17,127	(純資産の部)	
その他の	520,104	株主資本	9,669,110
貸倒引当金	△155	資本金	3,334,959
資産合計	30,623,460	資本剰余金	3,353,454
		利益剰余金	2,981,106
		自己株式	△410
		その他の包括利益累計額	△4,644
		その他有価証券評価差額金	△4,644
		新株予約権	21,817
		純資産合計	9,686,283
		負債純資産合計	30,623,460

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年7月1日から)
(平成30年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売 売	上 原 高 価		22,517,730
売 売	上 総 利 益		13,875,943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,641,786
當 営 業 利 益			6,525,605
			2,116,181
當 営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		2,901	
投 資 有 働 証 券 売 却 益		841	
助 助 成 金 収 入		4,160	
受 取 手 数 料		27,610	
受 取 保 険 金 入		18,226	
違 約 金 収 入		8,680	
そ の 他		16,903	79,324
當 営 業 外 費 用			
支 払 利 息 費		193,757	
株 式 交 付 他		73,016	
そ の 他		20,039	286,813
經 常 利 益			1,908,692
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		107	107
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	
固 定 資 産 除 却 損		4,607	4,607
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,904,192
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		661,908	
法 人 税 等 調 整 額		△37,430	624,477
当 期 純 利 益			1,279,714
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,279,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から)
(平成30年6月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	361,387	498,409	1,916,538	△158	2,776,177
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	4,473,571	4,473,571			8,947,143
減 資	△1,500,000	1,500,000			-
剩 余 金 の 配 当			△169,957		△169,957
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			1,279,714		1,279,714
自 己 株 式 の 取 得				△3,163,967	△3,163,967
自 己 株 式 の 消 却		△3,163,715		3,163,715	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		45,189	△45,189		-
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,973,571	2,855,045	1,064,568	△252	6,892,932
当 期 末 残 高	3,334,959	3,353,454	2,981,106	△410	9,669,110

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	49	49	2,794	2,779,021
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				8,947,143
減 資				-
剩 余 金 の 配 当				△169,957
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				1,279,714
自 己 株 式 の 取 得				△3,163,967
自 己 株 式 の 消 却				-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)	△4,693	△4,693	19,023	14,330
当 期 変 動 額 合 計	△4,693	△4,693	19,023	6,907,262
当 期 末 残 高	△4,644	△4,644	21,817	9,686,283

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,956,000	流动負債	6,144,087
現金及び預金	2,850,045	工事未払金	547,143
完成工事未収入金	95,612	短期借入金	2,543,740
売掛金	91,006	1年内返済予定の長期借入金	1,153,929
販売用不動産	4,874,702	リース債務	6,263
仕掛け販売用不動産	1,694,702	未払費用	293,129
未成工事支出金	54,497	未払法人税等	244,844
前渡金	50,862	未払消費税等	303,665
前払費用	76,869	未成工事受取	115,082
繰延税金資産	67,619	前預り料	321,753
その他の賃貸倒引当金	109,626	前受取	316,311
	△9,544	完成工事補償引当金	88,005
固定資産	11,915,899	その他	105,196
有形固定資産	8,776,787		4,790
建物	2,142,899	固定負債	100,231
構築物	584	長期借入金	6,612,245
船舶	0	一時預り保証金	4,659,734
車両	2,596	長期預り去債	2,938
工具、器具及び備品	6,853	資産除却債務	1,899,496
土地	6,600,793	完成工事補償引当金	23,919
建設仮勘定	23,060		26,156
無形固定資産	58,202	負債合計	12,756,332
のれん	2,025	(純資産の部)	
商標権	3,725	株主資本	9,098,393
ソフトウエア	32,719	資本剰余金	3,334,959
ソフトラエバ仮勘定	10,530	資本準備金	3,353,454
リース資産	9,201	利益剰余金	3,353,454
投資その他の資産	3,080,910	その他利益剰余金	2,410,390
投資有価証券	475,689	別途積立金	2,410,390
関係会社株式	2,184,479	繰越利益剰余金	75,000
出資	57,560	自己株式	2,335,390
長期前払費用	175,693	評価・換算差額等	△4,644
繰延税金資産	17,127	その他有価証券評価差額金	△4,644
その他の賃貸倒引当金	170,515	新株予約権	21,817
	△155	純資産合計	9,115,567
資産合計	21,871,900	負債純資産合計	21,871,900

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年7月1日から)
(平成30年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金額
売上高		20,125,741
売上原価		13,863,859
売上総利益		6,261,882
販売費及び一般管理費		4,554,035
営業利益		1,707,846
當業外収益		
受取利息及び配当金		7,417
投資有価証券売却益		841
助成金収入		1,800
受取手数料		38,442
受取保険金入		17,920
違約金収入		8,680
その他		11,998
		87,099
當業外費用		
支払利息		184,199
社債利息		158
貸倒引当金繰入額		42
株式交付出資		73,016
その他		8,940
		266,357
経常利益		1,528,588
特別損失		
固定資産売却損		0
固定資産除却損		3,029
税引前当期純利益		1,525,558
法人税、住民税及び事業税		485,373
法人税等調整額		△28,386
当期純利益		456,987
		1,068,571

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から)
(平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	361,387	379,883	118,526	498,409	75,000	1,481,965	1,556,965	△158 2,416,604
当期変動額								
新株の発行	4,473,571	4,473,571		4,473,571				8,947,143
減資	△1,500,000	△1,500,000	3,000,000	1,500,000				-
剰余金の配当						△169,957	△169,957	△169,957
当期純利益						1,068,571	1,068,571	1,068,571
自己株式の取得								△3,163,967 △3,163,967
自己株式の消却			△3,163,715	△3,163,715				3,163,715 -
利益剰余金から資本剰余金への振替			45,189	45,189		△45,189	△45,189	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	2,973,571	2,973,571	△118,526	2,855,045	-	853,425	853,425	△252 6,681,789
当期末残高	3,334,959	3,353,454	-	3,353,454	75,000	2,335,390	2,410,390	△410 9,098,393

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	49	49	2,794	2,419,447
当期変動額				
新株の発行				8,947,143
減資				-
剰余金の配当				△169,957
当期純利益				1,068,571
自己株式の取得				△3,163,967
自己株式の消却				-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,693	△4,693	19,023	14,330
当期変動額合計	△4,693	△4,693	19,023	6,696,120
当期末残高	△4,644	△4,644	21,817	9,115,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

株式会社ハウスドゥ

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウスドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

株式会社ハウスドゥ

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 8月28日

株式会社ハウスドウ 監査等委員会

監査等委員 嶋倉圭二 印

監査等委員 山本邦義 印

監査等委員 吉田豊道 印

(注)監査等委員山本邦義及び吉田豊道は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様に継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期末の普通配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円

配当総額436,192,515円

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年9月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成29年10月17日に発行いたしましたA種優先株式につきまして、平成30年6月4日付取締役会決議に基づき、平成30年6月25日付で取得及び消却を完了したことに伴い、定款におけるA種優先株式に係る規定を削除するものであります。

また、業務の拡大に伴う当社経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数の増加を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略） 第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 25,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類 株式総数は、次の通りとする。 普通株式 25,000,000株 A種優先株式 300株	第1条～第5条（現行どおり） 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 25,000,000株とする。
第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき 100株とし、A種優先株式につき1株とする。	第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
第9条～第11条（条文省略）	第9条～第11条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第11条の2 当会社は、第39条第1項の規定に従い、剩余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剩余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剩余金の配当の基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剩余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剩余金の配当の基準日から当該剩余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剩余金の配当を行うことを要しない。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金(第11条の3に定めるA種優先期中配当金を含む。)及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>	
<p>(A種優先期中配当金)</p> <p>第11条の3 当会社は、第39条第2項又は第40条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするとときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、1年当たりA種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p><u>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p>(基本償還価額算式)</p> <p>基本償還価額 = $[10,000,000] \text{ 円} \times (1 + 0.08) \frac{m+n}{365}$</p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。</p> <p>(控除価額算式)</p> <p>控除価額 = 債還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.08) \frac{x+y}{365}$</p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額とする。</p> <p>A種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の日数を「x年とy日」とする。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。</u> <u>A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>	(削除)
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる（以下、かかる請求がなされた日を「転換請求日」という。）。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>2 取得と引換えに交付すべき財産</u></p> <p>(1) 本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額</p> <p>(2) 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、1,681.5円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、2017年12月31日以降の毎年6月30日及び12月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p>	

現行定款	定款案
<p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 4.5取引日目に始まる30取引日の株式会社東京 証券取引所（以下「東証」という。）における普 通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含 む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。）とする。</p> <p>ハ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じ る場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次 に定める算式（以下「転換価額調整式」という。） をもって転換価額（上記口に基づく修正後の転換 価額を含む。）を調整する。</p> <p><u>調整後転換価額</u></p> <p>=調整前転換価額×（既発行普通株式数+（ 交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時 価））÷（既発行普通株式数+交付普通株式数）</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」 は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に 係る基準日が定められている場合はその日、また 当該基準日が定められていない場合は、調整後の 転換価額を適用する日の1か月前の日における、 当会社の発行済普通株式数から当該日における 当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換 価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普 通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付 されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」 は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株 式分割により増加する普通株式数（基準日における 当会社の有する普通株式に関して増加した普 通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が 行われる場合には、株式の併合により減少する普 通株式数（効力発生日における当会社の有する普 通株式に関して減少した普通株式数を含まな い。）を負の値で表示して使用するものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) (i) の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b) (ii) 及び(iv) の場合は0円とし、下記(b) (iii) の場合は取得請求権付株式等（下記(b) (iii) に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b) (iii) において「対価」という。）とする。</p> <p>(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記(c) (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもつて普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>3 本条第1項に基づく普通株式の交付の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
(議決権) <u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>	(削除)
(株式の併合又は分割等) <u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u>	(削除)
(A種優先株式に係る譲渡制限) <u>第11条の10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u>	(削除)
第12条～第18条（条文省略） (員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>9</u> 名以内とする。 2（条文省略）	第12条～第18条（現行どおり） (員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>12</u> 名以内とする。 2（現行どおり）
第20条～第41条（条文省略）	第20条～第41条（現行どおり）
附則 （条文省略）	附則 （現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に経営陣の充実強化を図るため5名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたら、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の種類及び数
1	あんどう まさひろ 安藤 正弘 (昭和40年6月11日)	昭和60年4月 株戸田建設 入社 平成3年4月 三伸住販(有)(後の㈱AMC、当社が平成25年7月に吸収合併) 代表取締役 平成9年3月 (有)アンドエマ(後の㈱ハウスドゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併)設立 代表取締役 平成10年7月 ㈱安藤工務店(後の㈱ハウスドゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併)設立 代表取締役 平成21年1月 ㈱ハウスドゥ・フランチャイズ・システムズ(現:当社)設立 代表取締役 平成22年3月 ㈱ハウスドゥ住宅販売設立 代表取締役(現任) 平成23年11月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング設立 (現:㈱ピーエムドゥ) 代表取締役(現任) 平成24年2月 ㈱ハウスドゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルドゥ)設立 代表取締役(現任) 平成27年7月 当社 代表取締役社長CEO兼営業統括本部長 平成28年7月 当社 代表取締役社長CEO(現任) 平成30年2月 ㈱京葉ビルド 代表取締役(現任)	2,055,400株

◇選任の理由
 当社創業者として、当社事業に関する豊富な知識と経験を活かし、事業拡大を図っていること、そして当社グループ全体の経営を牽引しております。また、グループ全体の方向性の明示や監督機能として期待できるものとし、取締役候補といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の種類 及び数
2	はっとりたつや 服部達也 (昭和40年10月27日)	<p>平成元年12月 株式会社入社</p> <p>平成13年10月 アップリフォームジャパン(後の株式会社ハウスドウ京都、当社が平成25年7月に吸収合併) 入社</p> <p>平成21年9月 株式会社ハウスドウ・フランチャイズ・システムズ(現:当社) 取締役</p> <p>平成22年3月 株式会社ハウスドウ住宅販売 取締役(現任)</p> <p>平成23年6月 当社 専務取締役</p> <p>平成23年12月 株式会社ハウスドウ・キャリア・コンサルティング (現:株式会社ピーエムドゥ) 取締役</p> <p>平成24年2月 株式会社ハウスドウローンサービス(現:株式会社フィナンシャルドゥ) 代表取締役</p> <p>平成27年7月 当社 取締役C CO</p> <p>平成27年7月 株式会社ハウスドウ・キャリア・コンサルティング (現:株式会社ピーエムドゥ) 代表取締役</p> <p>平成27年9月 当社 取締役C CO兼施工管理事業部長</p> <p>平成28年7月 当社 取締役C CO(現任)</p> <p>平成30年8月 株式会社京葉ビルド 取締役(現任)</p> <p>平成30年8月 株式会社ピーエムドゥ 取締役(現任)</p>	22,200株
◇選任の理由			
取締役チーフコンプライアンスオフィサーとして、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの啓蒙活動に貢献しており、コンプライアンス体制の一層の強化が期待できるものと判断し、取締役候補といたしました。			
3	すずきつよし 鈴木剛 (昭和36年10月17日)	<p>昭和60年4月 株式会社三井住友銀行(現:株式会社三井住友銀行) 入行</p> <p>平成18年3月 株式会社エフエムシー設立 代表取締役</p> <p>平成22年5月 行政書士鈴木コンサルティング事務所設立 代表</p> <p>平成25年10月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成27年9月 株式会社ハウスドウローンサービス(現:株式会社フィナンシャルドゥ) 代表取締役社長(現任)</p>	- 株
◇選任の理由			
不動産金融事業を担当する取締役として、豊富な金融知識と経験を生かし、更なる事業拡大に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の種類 及び数
4	やすだ いくお 安田 育生 (昭和28年4月28日)	昭和52年4月 株日本長期信用銀行(現:株新生銀行) 入行 平成10年7月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社 マネージング・ディレクター 平成12年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社 在日代表 平成15年5月 多摩大学ルネサンスセンター 客員教授 平成16年9月 ピナクル株設立 代表取締役会長 平成17年5月 株ティイツー 取締役 平成18年4月 九州大学 特任教授 平成21年11月 ピナクル(株) 代表取締役会長兼社長(現任) 平成27年9月 当社 社外取締役(現任)	- 株
◇選任の理由			
長年にわたる金融機関、金融事業及びM&A等における企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待し、取締役候補といたしました。			
5	いづもとよひろ 出雲 豊博 (昭和26年2月5日)	昭和49年4月 安田信託銀行株(現:みずほ信託銀行株) 入行 平成14年6月 みずほ信不動産販売株(現:みずほ不動産販売株) 西日本法人部長 平成19年5月 アセットサイエンス(株) 取締役 平成22年2月 いづも不動産鑑定(株) 代表取締役(現任) 平成23年9月 株プロパティバンク 取締役 平成27年9月 当社 社外取締役(現任)	- 株
◇選任の理由			
不動産鑑定士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待し、取締役候補といたしました。			
6	※ とみた かずあき 富田 数明 (昭和30年5月25日)	昭和54年4月 株滋賀銀行 入行 平成13年6月 株滋賀銀行 梅田支店長 平成20年4月 (一財) 日本バブテスト連盟医療団 出向 管理部長 平成22年3月 (一財) 日本バブテスト連盟医療団 入職 専務理事 事務局長 平成28年1月 当社 入社 平成29年6月 当社 財務部長 平成29年11月 当社 執行役員 兼 管理本部長 兼 財務部長 平成30年3月 当社 執行役員 兼 管理本部長 兼 財務部長 兼 不動 産ファンド事業部長 平成30年8月 当社 執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動産ファンド事業部長(現任)	2,200株
◇選任の理由			
管理体制構築と強化に貢献した実績を有し、執行役員として取締役に準じた位置で経営に参画しており、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の種類及び数
7	※ まつもと ひろあつ 松 本 裕 敦 (昭和38年3月30日)	<p>昭和62年4月 日本電信電話㈱入社 平成15年8月 株エヌ・ティ・ティエムイー神奈川 取締役 平成18年7月 日本電信電話㈱ 総務部門 人事人材開発部長 平成22年7月 エヌ・ティ・ティ国際通信㈱ 取締役 平成27年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 取締役 平成30年1月 当社 入社 平成30年4月 当社 CHO 兼 CTO ITソリューション本部長 兼 ITイノベーション部長 平成30年8月 当社 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長（現任）</p> <p>◇選任の理由 事業推進本部長として総務人事部門、情報システム部門を中心とした体制構築と強化に貢献した実績を有しており、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補といたしました。</p>	- 株
8	※ さとう あつし 佐 藤 淳 (昭和38年4月22日)	<p>平成6年4月 最高裁判所司法研修所 入所 平成8年4月 弁護士登録 渡邊隆法律事務所 入所 平成13年4月 法律事務所 玲 開設 平成23年1月 東京地方裁判所 司法委員 平成24年10月 最高裁判所 民事調停官 平成29年9月 当社 入社 平成30年1月 当社 リーガルオフィサー（現任）</p> <p>◇選任の理由 弁護士資格を有しております、その長年の経験から現在もリーガルオフィサーとして各種案件に対応しております。今後も社内法務並びにリスク管理の中心として、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補といたしました。</p>	- 株
9	※ とみなが まさひで 富 永 正 英 (昭和55年12月1日)	<p>平成15年4月 株オリエントハウジング（現当社） 入社 平成22年4月 株ハウスドウ住宅販売 代表取締役 平成25年7月 当社 取締役 平成27年6月 当社 執行役員 収益不動産事業部長 平成28年7月 当社 執行役員 ハウス・リースバック事業部長（現任） 平成29年5月 株ピーエムドゥ 代表取締役 平成30年2月 株京葉ビルド 取締役 平成30年6月 株ハウスドウ住宅販売 代表取締役（現任） 平成30年8月 株京葉ビルド 代表取締役（現任）</p> <p>◇選任の理由 ハウス・リースバック事業を担当する執行役員として、当社グループの事業活動に豊富な知識と経験を有し、更なる事業の拡大に貢献できるものと判断し、新たに取締役候補といたしました。</p>	14,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の種類及び数
10	※ うねさき ひろゆき 畠 崎 弘 之 (昭和53年3月4日)	平成12年3月 (有)リバーユース 入社 平成18年10月 (株)TMY不動産販売 入社 平成20年3月 (株)ハウスドウネットワーク(現:当社) 入社 平成25年7月 (株)ハウスドウ住宅販売 取締役 平成26年7月 (株)ハウスドウ住宅販売 代表取締役 平成30年3月 当社 執行役員 売買事業本部長(現任) 平成30年3月 (株)ハウスドウ住宅販売 取締役(現任) 平成30年6月 (株)ピーエムドウ 代表取締役(現任)	15,400株

◇選任の理由
不動産売買事業を担当する執行役員として、当社グループの事業活動に豊富な知識と経験を有し、更なる事業の拡大に貢献できるものと判断し、新たに取締役候補といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 安田育生氏及び出雲豊博氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって安田育生氏、出雲豊博氏ともに3年となります。
4. 当社は、安田育生氏及び出雲豊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 安田育生氏及び出雲豊博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権を以下で定める以外の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社監査等委員以外の取締役及び監査等委員である当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当しますが、平成29年9月26日に定時株主総会にてご承認いただいている報酬額の枠内で付与するものであります。

なお、第2号議案及び第3号議案のご承認が得られますと、監査等委員以外の取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となり、これらのうち社外取締役を除いた者が本議案における新株予約権付与の対象となります。

本議案の内容は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されることを条件として、効力を生じるものといたします。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行（有利発行）する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の総数

385個を上限とする。

（新株予約権1個につき普通株式100株、ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式38,500株を上限とする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \end{array}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

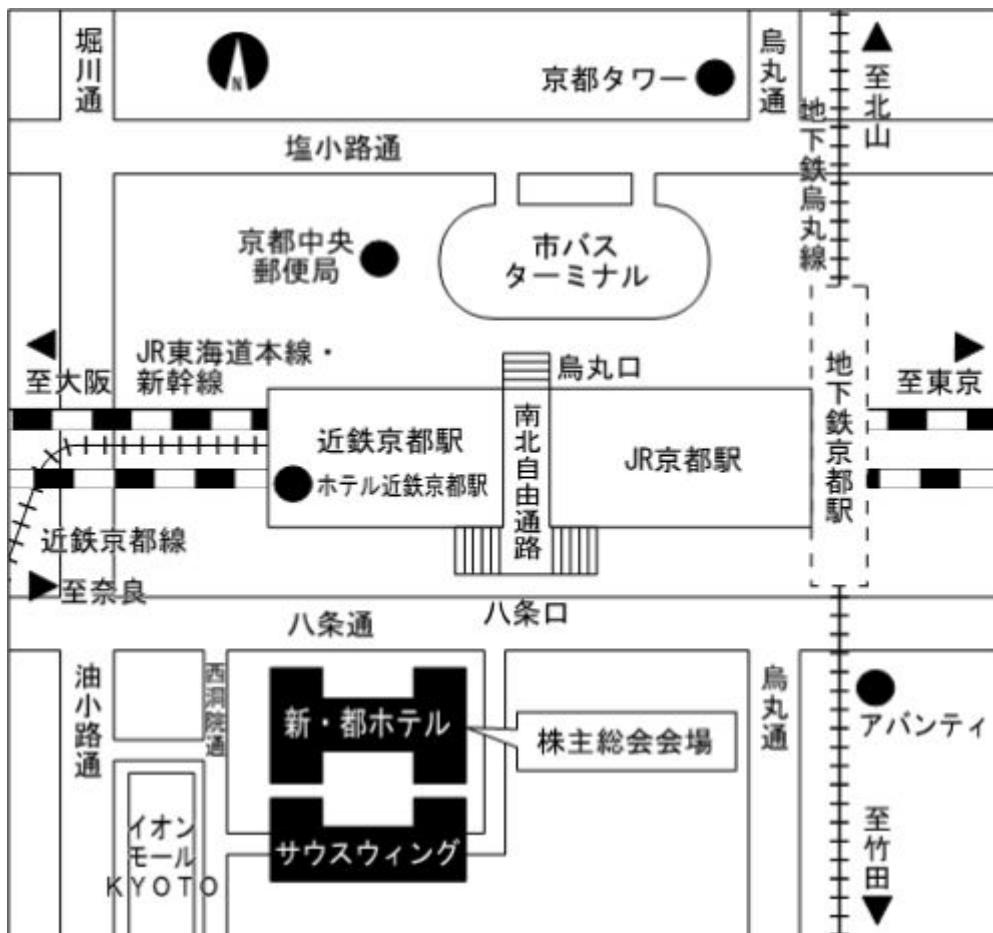
付与決議日より4年を経過した日から、当該付与決議の日後6年を経過する日まで

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
各新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の 2 分の 1 を資本に計上し(計算の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。)、その余りを資本準備金として計上する。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由
- ① 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で各新株予約権を取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が後記(10)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ③ その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (11) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：京都市南区西九条院町17
新・都ホテル 地階 陽明殿
TEL 075-661-7111



交通 J R ・ 新幹線 ・ 近鉄京都駅八条口より 徒歩約 2分
地下鉄京都駅より 徒歩約 5分

